

| 総務部                         |                                                                      | 工務部                                          |                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <総務課 総務係・林務係> ☎0566-76-6241 |                                                                      | <工務課> ☎0566-76-4921                          |                                                                                                                                                                                       |
| 業務内容                        | 組織及び財政の基本計画<br>文章の收受及び発送、諸行事の調整に関する事<br>造林事業、根羽造林事務所の管理に関する事         | 業務内容                                         | 改良工事に関する事<br>水路の漏水事故などに関する事<br>他事業との協議に関する事<br>管理水路の境界立会に関する事                                                                                                                         |
| お知らせ                        | 配水総代・水路総代の交代が生じた際は、速やかに届出をしてください。                                    | <用水課> ☎0566-76-4923<br><水源管理所> ☎0565-28-0466 |                                                                                                                                                                                       |
| <総務課 会計係> ☎0566-76-4920     |                                                                      | 業務内容                                         | 用排水の調整に関する事<br>川ざらえ、草刈り、地域用水に関する事                                                                                                                                                     |
| 業務内容                        | 会計に関する事                                                              | お知らせ                                         | 夏期通水は4月1日から9月30日までです。<br>*取水量の変更は総代を通じて前日の16時までに連絡してください。<br>冬期通水は10月1日から翌年3月31日までです。<br>*パイプライン地区のみ届出により使用可能。<br>代かき(乾田直播を含む)による河川の水質汚濁が起きないように配慮して作業をお願いします。(川や海を汚さないようご協力をお願いします。) |
| <総務課 地域活動係> ☎0566-76-6560   |                                                                      |                                              |                                                                                                                                                                                       |
| 業務内容                        | 水のかんきょう学習館に関する事<br>広報活動及び緑水協に関する事                                    |                                              |                                                                                                                                                                                       |
| <財務課> ☎0566-76-4920         |                                                                      |                                              |                                                                                                                                                                                       |
| 業務内容                        | 組合費に関する事、決済金に関する事 } P6、7参照<br>農地転用や耕作者異動に関する事<br>施設の他目的使用、管理阻害物に関する事 |                                              |                                                                                                                                                                                       |
| お知らせ                        | 管理阻害物対象物件(住宅などの排水)が公共下水道に接続した際は、速やかにご連絡ください。                         |                                              |                                                                                                                                                                                       |



矢作川沿岸水質保全対策協議会  
事務局長 天野 博 (出向) (矢水協専任員)

## 退職

長年にわたり土地改良区にご尽力いただきました。大変ご苦労さまでした。今後のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。  
▶稲垣恵一(総務課林務係) ▶倉橋 萌(財務課財務係)

## ホームページ・Eメールについて

水土里ネット明治用水ではホームページを開設しています。トピックスを始めとし、通水状況、ダム貯水量などの最新データがご覧いただけます。(ダムデータは夏期通水期間のみ)

<http://www.midorinet-meiji.jp/> (「明治用水」で検索が可能です)

ホームページに併せEメールアドレスもごぞいます。簡単なお意見、ご質問はEメールでどうぞ。  
[meijiyou sui@midorinet-meiji.jp](mailto:meijiyou sui@midorinet-meiji.jp) (代表)



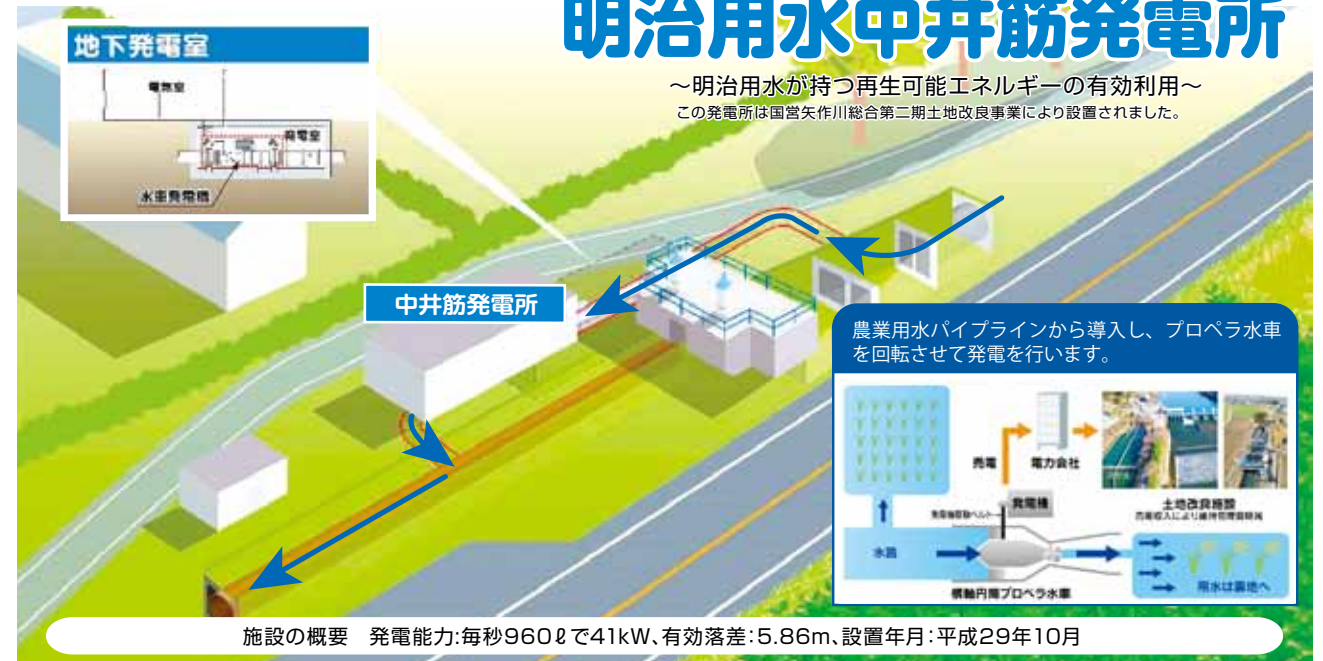
# 明治用水

No.52

●平成30年5月1日発行 ●発行所/明治用水土地改良区 〒446-0065 愛知県安城市大東町22-16 ☎(0566)76-6241 ●責任者/神谷金衛  
●ホームページ: <http://www.midorinet-meiji.jp/> ●E-mail: [meijiyou sui@midorinet-meiji.jp](mailto:meijiyou sui@midorinet-meiji.jp)

## 明治用水中井筋発電所

～明治用水が持つ再生可能エネルギーの有効利用～  
この発電所は国営矢作川総合第二期土地改良事業により設置されました。



施設の概要 発電能力:毎秒960ℓで41kW、有効落差:5.86m、設置年月:平成29年10月



▲中井筋発電所外観



▲プロペラ水車発電機



▲テープカットの様子

## 『明治用水中井筋発電所発電開始』

平成29年10月14日、明治用水中井筋発電所にて「中井筋発電所運転開始式」が挙行されました。式典では、主催者を代表して神谷理事長の挨拶ではじまり、運転開始セレモニーとして大村愛知県知事らご来賓によるテープカットが行われました。

明治用水中井筋発電所は、国営矢作川総合第二期土地改良事業により平成27年度から整備を行い、小水力発電施設として安城市篠目町に設置されました。明治用水が持つ再生可能エネルギーの有効活用として、幹線水路の中井筋から導水し、年間290MWhの発電(一般家庭約80世帯分の年間電力消費量に相当)を予定しています。発電した電力は、電気事業者に全量を売却し、本土地改良施設の維持管理費用に充てるなど組合員皆様の負担軽減の一助になるようつとめてまいります。

## 平成30年4月1日現在の受益面積及び組合員数

| 市別       | 安城市     | 豊田市   | 知立市   | 刈谷市   | 高浜市   | 碧南市   | 西尾市   | 岡崎市   | その他 | 計       |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|---------|
| 受益面積(ha) | 3,101.1 | 277.9 | 354.9 | 643.7 | 171.0 | 261.7 | 155.7 | 506.8 | —   | 5,472.8 |
| 組合員数(人)  | 6,174   | 715   | 984   | 1,733 | 612   | 583   | 693   | 1,229 | 344 | 13,067  |

## 平成30年度を迎えて



明治用水土地改良区 理事長 神谷 金衛

青葉若葉のさわやかな風の吹く季節となり、組合員の皆様には益々ご健勝にご活躍のこととお喜び申し上げます。日頃は、本土地改良区の事業推進に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、明治用水初代理事長の岡田菊次郎翁が生まれたのは、今から151年前の慶応3年(1867)で、明治用水の開削より10数年前のことでした。明治、大正、昭和と激動の時代に活躍し、現在の安城を築いた人が岡田菊次郎翁です。明治用水関係では、大正3年(1914)に知立より安城へ明治用水事務所を移転させました。その年、『水を使う者は自ら水をつくれ』をモットーに矢作川上流の長野県根羽村に山林を購入し、水源かん養に務めました。その後、昭和27年(1952)には、明治用水土地改良区の初代理事長となり、新しい頭首工を完成させるために尽力されました。現在、岡田菊次郎翁の銅像は明治用水会館の前で、西三河地区と明治用水が発展する姿を見つめています。

昨年における配水状況については、春先から晴れた日が多く降水量は平年の74%と少なく、矢作ダム・羽布ダムともに貯水量は満水になりませんでした。矢作ダム水系は、梅雨入り後の降雨量が平年の70%弱と少なく、ダムの貯水率が急落したため、7月31日から8月8日までの9日間15年ぶりの隔番通水による節水対策を行いました。羽布ダム水系も同様に降雨量が少なく、貯水率が低下したため、6月5日から8月8日までの65日間50%から65%の節水を行いました。その後、台風5号の上陸接近により、両ダムとも貯水率は回復したことで節水は解除され、その後無事夏期通水をすることができました。

また、平成29年10月14日に、国営総合農地防災事業『矢作川総合第二期地区』で設置されました、明治用水中井筋発電所にて、小水力発電施設の運転開始式が大村秀章愛知県知事を始め多数の来賓を迎え開催されました。地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガス削減のため、小水力発電は環境に優しいエネルギーといわれています。このように生み出された電力は、電気事業者に全量売電し、土地改良施設の維持管理費軽減に役立ててまいります。

さらに、平成29年10月24日には、第4回『ディスカバー農山漁村の宝』に明治用水土地改良区が選定され、11月22日に首相官邸において、安倍内閣総理大臣、齋藤農林水産大臣出席の下、選定証授与式及び交流会が行われました。この証は農山漁村の有するポテンシャルを引き出す事により地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し表彰するものです。上流の水源林の保全活動や水質監視活動、水のかんきょう学習館における教育活動などの取り組みが高く評価され認められたものと思います。

なお、農林水産省農村振興局予算（土地改良事業費）は、平成29年度補正予算1,370億円、平成30年度当初予算で、3,211億円で前年比104.1%の伸びで、強い農林水産業の基盤づくりのため、農地の大区画化・農地集積・老朽化施設の改修・耐震化対策等を積極的に推進して参ります。県営中井筋・中井筋依佐美地区及び団体営東本郷地区については、早期事業完了に向けてより一層推進を図っているところです。

さて、根羽造林地の林道外山高橋線開設事業は、平成9年度工事着手以来、平成29年度までに林道作業道併せて合計6.1kmの工事が完了しました。しかしながら、道路勾配が急峻な箇所は大雨などにより路面浸食や法面崩壊を起こすおそれがありますので、平成30年度より舗装整備及び法面整備を施工してまいります。

平成30年度においても、国営総合農地防災事業『矢作川総合第二期地区』及びそれに続く県営事業区間・団体営事業区間等の大規模地震対策事業の推進により一層努力して参りますので、組合員の皆様には今後ともご支援・ご協力いただきますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



▲岡田菊次郎銅像

## 国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の工事進捗状況について



東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 所長 岡野 光男

明治用水土地改良区の皆様におかれましては、平素より農政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」は平成26年8月の着工以来、本年度で5年目になります。本事業は、大規模地震に備えた明治用水頭首工や明治本流などの農業用水利施設の耐震強化対策を行うものです。現在のところ南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていませんが、駿河湾から静岡県の内陸部を震源域とするマグニチュード8クラスの東海地震については、その発生 of 切迫性が指摘されています。また、熊本地震や中越地震のような事前の想定が難しく、断層の付近で甚大な被害を発生させる内陸直下型地震のリスクも常にあります。

このため国営事業所では、1日でも早く明治用水の耐震化対策を完成させるよう努力しているところであり、特に被災した際の影響が大きいと想定される施設から順次工事を進めております。こうした中、既に対策が完了したものとしましては、国道1号線、名鉄名古屋本線、新県道56号線が明治本流を横断する箇所において既設ボックス水路の中に鋼管を挿入した耐震補強〔写真1〕、緊急時の管理能力向上のための水管理システムの中央管理所の設置、工業分水路の総合的な耐震対策などがあります。このほか、工業分水路の耐震対策と一体的に工事を行うことが効率的で、かつ明治用水に既に附存している再生可能エネルギーの有効活用を早期に図るための、明治用水中井筋発電所の小水力発電施設なども完成しております。

現在は、最も重要な施設である明治用水頭首工の耐震対策工事を継続しているところで、平成30年5月までに、5号、6号、7号ゲート（洪水吐）の更新〔写真2〕、ゲート巻上機及び上屋の更新、土砂吐堰柱の鋼板での巻立〔写真3〕、一部の洪水吐堰柱の補強基礎杭の打設〔写真4〕などの工事を完成させることとしております。なお、これらの工事は、毎年、矢作川の水位が比較的低い時期（10月から5月まで）に限られていることから、短期間で終了することは困難であり今後数年間の時間が必要となっていますが、少しでも工事を進めることで耐震強度は確実に強化されています。

また今後、頭首工以外の部分についても、付帯する取水工や沈砂池の耐震補強のほかに、明治本流の全面更新による耐震化などの工事について、迅速かつ計画的に進めて参ります。近隣住民の皆様に対しましては、工事に伴う通行止や騒音などの御迷惑を極力おかけしないよう〔写真5〕、農業者の皆様に対しましては、工事のための水路の切り替え等による断水を極力少なくするよう取り組んで参りますので、引き続き御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

結びといたしまして、明治13年4月18日の明治用水の開削以来、欠かすことなく用水を供給されておられます明治用水土地改良区の皆様の益々の御健勝と御発展をお祈りさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

結びといたしまして、明治13年4月18日の明治用水の開削以来、欠かすことなく用水を供給されておられます明治用水土地改良区の皆様の益々の御健勝と御発展をお祈りさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。



【写真1】国道1号線等の補強鋼管



【写真2】頭首工5号洪水吐



【写真3】頭首工土砂吐の巻立鋼板



【写真4】頭首工の補強基礎杭



【写真5】水源橋の歩行者通行

## 平成29年度総代会のご報告

### 臨時総代会

平成29年10月6日(金)午前9時30分より明治用水会館において、平成29年度臨時総代会を開催しました。

総代83名(現員数90名)の出席のもと、3議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成29年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算の専決処分の承認について

第2号議案 平成28年度明治用水土地改良区事業報告書の承認について

第3号議案 平成28年度明治用水土地改良区収支決算書並びに財産目録の承認について



### 通常総代会

平成30年3月9日(金)午前9時30分より明治用水会館において、平成29年度通常総代会を開催しました。

総代85名(現員数89名)の出席のもと、11議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成29年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算(第2次)の専決処分の承認について

第2号議案 平成29年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算(第3次)について

第3号議案 平成29年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支補正予算について

第4号議案 明治用水土地改良区定款の一部変更について

第5号議案 平成30年度明治用水土地改良区一般会計収支予算について

第6号議案 平成30年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支予算について

第7号議案 平成30年度賦課金の賦課及び徴収について

第8号議案 平成30年度加入金の賦課及び徴収について

第9号議案 平成30年度決済金について

第10号議案 平成30年度役員等の報酬等について

第11号議案 明治用水土地改良区造林事業5か年計画について



## 明治用水功労者を表彰

長年にわたり、明治用水土地改良区の事業推進にご尽力いただきました方々に、平成29年度通常総代会において理事長表彰状が贈られました。

受賞されました皆様方のご功績に、心から感謝申し上げます。

受賞者は、次の方々です。

明治用水土地改良区理事長表彰(総代)(年数は、役員・総代などの在職年数)

●成瀬 守 様 (12年10月) 安城市北山崎町

●畔柳 久 様 (12年9月) 安城市里町

●加藤雄二 様 (12年) 西尾市伊藤町

明治用水土地改良区理事長表彰(職員)(年数は勤務年数)

●三浦真紀 様 (16年4月) 工務課 工務係

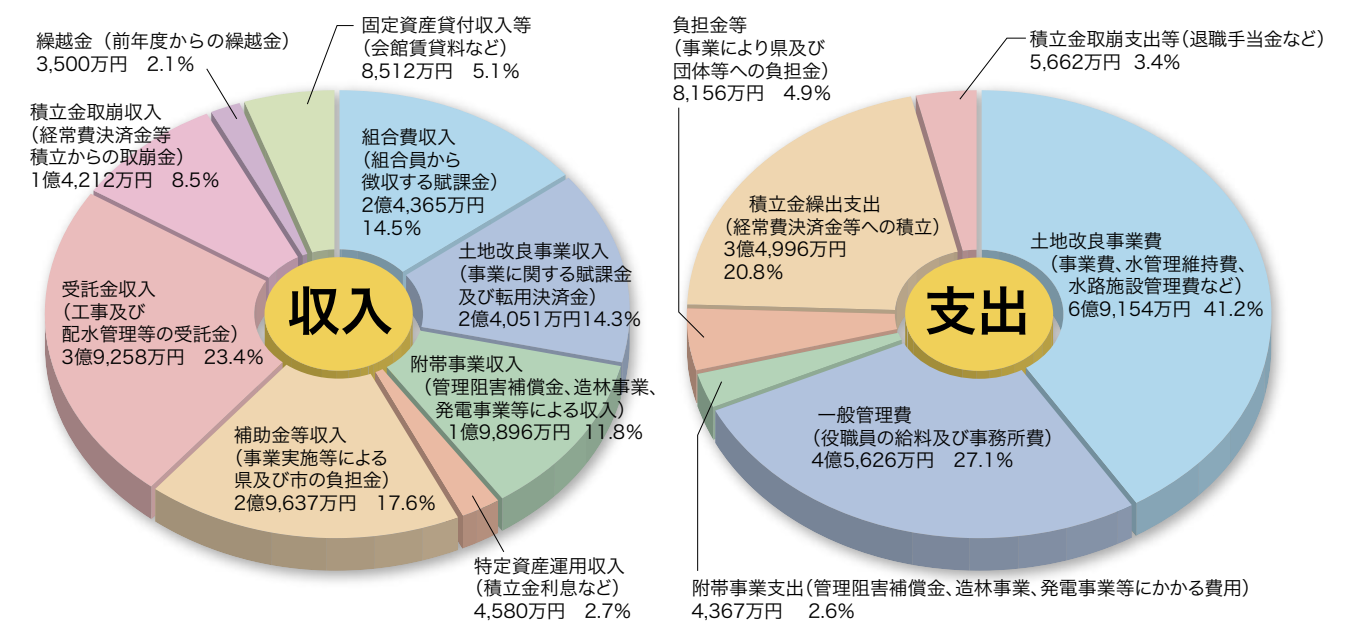
●早川 聡 様 (15年7月) 総務課 地域活動係長

●各務彰江 様 (15年6月) 総務課 会計係



## 平成30年度予算 総額17億1,060万円

一般会計：16億8,015万円



パイプライン修繕事業特別会計：3,045万円

## 平成28年度収支決算

| 一 般 会 計                  |               |             |               | 特 別 会 計                       |  |  |  |
|--------------------------|---------------|-------------|---------------|-------------------------------|--|--|--|
| 単位：円                     |               |             |               |                               |  |  |  |
| 収 入                      |               | 支 出         |               |                               |  |  |  |
| 科目(款)                    | 決 算 額         | 科目(款)       | 決 算 額         |                               |  |  |  |
| 1 組 合 費                  | 297,333,570   | 1 事 務 費     | 398,382,004   | 1. 県営事業中井筋地区特別会計              |  |  |  |
| (経常賦課金)                  | 247,333,570   | 2 選 挙 費     | 1,696,276     | 収入・支出/87,323,739円 差引残金なし      |  |  |  |
| (特別賦課金)                  | 0             | 3 徴 収 費     | 5,806,341     | 2. 県営かんがい排水事業村高地区特別会計         |  |  |  |
| 2 受 託 金                  | 179,952,036   | 4 施 設 管 理 費 | 153,474,342   | 収入・支出/129,666,197円 差引残金なし     |  |  |  |
| 3 補 助 金                  | 213,257,226   | 5 配 水 管 理 費 | 71,450,742    | 3. 県営経営体育成基盤整備事業特別会計          |  |  |  |
| 4 補 償 金                  | 170,826,396   | 6 改 良 事 業 費 | 195,347,845   | 収入・支出/28,022,409円 差引残金なし      |  |  |  |
| (排水補償金)                  | 77,958,568    | 7 借 入 償 還 金 | 0             | 4. 造林特別会計                     |  |  |  |
| (工作物補償金)                 | 90,073,360    | 8 諸 費       | 11,429,489    | 収入/41,921,940円 支出/41,639,871円 |  |  |  |
| 5 借 入 金                  | 0             | 9 積 立 金     | 123,491,860   | 差引残金/282,069円 次年度へ繰越          |  |  |  |
| 6 繰 入 金                  | 150,172,797   | 10 繰 出 金    | 195,787,505   | 5. パイプライン修繕事業特別会計             |  |  |  |
| 7 財 産 収 入                | 33,189,209    | 11 予 備 費    | 0             | 収入/25,220,768円 支出/25,071,932円 |  |  |  |
| 8 雑 収 入                  | 99,222,932    |             |               | 差引残金/148,836円 次年度へ繰越          |  |  |  |
| 9 繰 越 金                  | 42,593,073    |             |               | 6. 決済金特別会計                    |  |  |  |
| 収 入 合 計                  | 1,186,547,239 | 支 出 合 計     | 1,156,866,404 | 収入・収支/147,577,358円 差引残金なし     |  |  |  |
| 差引残金 29,680,835円(次年度へ繰越) |               |             |               | 7. 職員退職給与特別会計                 |  |  |  |
|                          |               |             |               | 収入/286,404,275円 支出/918,250円   |  |  |  |
|                          |               |             |               | 差引残金/285,486,025円 次年度へ繰越      |  |  |  |

平成30年度の組合費の決定

単位：円

| 賦課区分                   | 地区及び種別    |        | 経常費賦課金         | 特 別 賦 課 金                |                                 |
|------------------------|-----------|--------|----------------|--------------------------|---------------------------------|
|                        |           |        |                | 県営事業<br>東牧内・渡下・島坂・矢作中部地区 | 単県事業                            |
| 地 積 割<br>1,000㎡<br>当 り | 矢作川用水     | 第 1 種地 | 4,300          | 分担金－補助金<br><br>受益地面積     | (事業費－補助金)×0.9～0.05<br><br>受益地面積 |
|                        |           | 第 1 種地 | 4,300          |                          |                                 |
|                        | 明 治 用 水   | 第 2 種地 | 3,913          |                          |                                 |
|                        |           | 第 3 種地 | 3,569          |                          |                                 |
| 組合員割                   | 全地区 1 組合員 |        | 700            | －                        |                                 |
| 賦 課 期 日                |           |        | 平成30年 4 月 1 日  | 平成30年 4 月 1 日            |                                 |
| 徴 収 期 日                |           |        | 平成30年 5 月 31 日 | 理 事 長 が 定 め た 日          |                                 |
| 徴 収 方 法                |           |        | 直接及び委任徴収       | 直接及び委任徴収                 |                                 |

平成30年度の決済金の決定

1,000㎡当たり 単位：円

| 地 区     | 種 別    | 決 済 金 額 |
|---------|--------|---------|
| 矢作川用水   | 第 1 種地 | 422,878 |
| 明 治 用 水 | 第 1 種地 | 422,878 |
|         | 第 2 種地 | 384,819 |
|         | 第 3 種地 | 350,989 |



祝「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」選定!!



明治用水土地改良区が、平成 29 年 10 月 24 日に、「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」(第 4 回)に選定されました。今回は、全国から 844 件の応募があり、31 地区が優良事例として選定されました。

本改良区が一世紀以上にわたって取り組んできた水源林を守る活動や、水のかんきょう学習館を拠点として次世代を担う子どもたちに農業用水の大切さを伝えるための教育活動「水のかんきょう楽校」、また、土地改良区では全国的に珍しい、明治用水女性部の活動が高く評価され選定されました。

また、11 月 22 日首相官邸において、選定証授与式及び交流会が行われました。

ディスカバー農山漁村(むら)の宝」とは

内閣官房及び農林水産省は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信していく取組で、これまで 3 回 80 地区の優良事例が選定されています。

組合費の完納にご協力ください

納期限：平成30年5月31日

本年度の組合費納期限は上記のとおりです。納期限内に納入されなかった場合は、**延滞金**が賦課されます。期限内に納入くださるようお願いいたします。なお、金融機関からの納入には、**振込手数料が必要となります**。

ただし、下記金融機関からの納入には**振込手数料がかかりませんので、ご利用ください**。

- ・あいち中央農協・あいち豊田農協・あいち三河農協・西三河農協
- ・ゆうちょ銀行・碧海信用金庫・西尾信用金庫・豊田信用金庫

組合費納入は口座振替が便利です

○下記金融機関から口座振替ができます。組合費納入は、便利な口座振替をご利用ください。

- 取扱金融機関
- ◎愛知県内の各農協 ◎三菱UFJ銀行 ◎碧海信用金庫 ◎西尾信用金庫
  - ◎岡崎信用金庫 ◎豊田信用金庫 ◎ゆうちょ銀行

●金融機関の窓口に行く手間が省け、振込手数料もかかりません。また納入忘れがなくなり、延滞金が発生することはありません。なお、口座振替をご利用の方は、振替日前に口座の残高をご確認ください。ご希望の方は財務課までご連絡ください。

必ず届出をお願いします！

毎年 4 月 1 日現在が賦課金の算定基準日です。直接、明治用水土地改良区に届出がないと、組合費は従来の組合員へ賦課されます。

①「組合員(耕作者)異動届」(組合員資格の得喪通知)

1. 組合員の方が死亡(相続)されたとき
2. 組合員の方が住所などを変更したとき
3. 農地を売買・交換、または貸借を変更したとき

②「農地転用等の通知書」(地区除外の届出) …このときは**決済金**を納めてください。

1. 農地転用(宅地、駐車場など)したとき
2. 公共事業用地(道路、河川用地など)になったとき
3. 水田を畑にするなど用水を使用しなくなったとき



決済金とは

農地転用などにより地区除外をする場合は、土地改良法(42 条第 2 項)により決済が義務づけられています。事業に参加している土地が、その途中で不参加となるため、残りの事業費分を支払っていただくものです。

具体的には、転用地に係わる運営費、維持管理費、償還金(借入金)を一括して支払っていただきます。これにより残った農地の負担が過重にならないようになります。(金額は 6 ページ参照)

※「組合員(耕作者)異動届」「農地転用等の通知書」の様式は、明治用水ホームページに掲載していますのでご利用ください。

《農地転用決済金の譲渡費用について》

土地を売却された際に土地改良区へ納付した決済金は、一定の要件を満たせば譲渡費用として認められることになりました。税務署へ更生手続きをすれば所得税が減額される場合があります。

詳細については税務署に確認をお願いします。

問い合わせ先 ☎(0566)76-4920 担当 / 財務課

国営事業

総合農地防災事業

| 地 区 名 | 全 体        |       | 平成29年度まで  |       |      | 平成30年度予定  |       | 事 業 期  |
|-------|------------|-------|-----------|-------|------|-----------|-------|--------|
|       | 事 業 費      | 事 業 量 | 事 業 費     | 事 業 量 | 進捗率  | 事 業 費     | 事 業 量 |        |
|       | 千円         |       | 千円        |       | %    | 千円        |       |        |
| 矢総二期  | 38,489,000 | 1 式   | 6,051,986 | 1 式   | 15.7 | 2,100,000 | 1 式   | H26~41 |

県営事業

農業用水再編対策事業

| 地 区 名  | 全 体       |       | 平成29年度まで  |       |      | 平成30年度予定 |       | 事 業 期   |
|--------|-----------|-------|-----------|-------|------|----------|-------|---------|
|        | 事 業 費     | 事 業 量 | 事 業 費     | 事 業 量 | 進捗率  | 事 業 費    | 事 業 量 |         |
|        | 千円        | m     | 千円        | m     | %    | 千円       | m     |         |
| 中 井 筋  | 5,051,000 | 4,363 | 4,926,065 | 3,298 | 97.5 | 67,400   | 867.7 | H12~H30 |
| 中井筋依佐美 | 4,410,000 | 4,654 | 4,250,801 | 4,599 | 96.4 | 58,300   | 48.9  | H13~H30 |
| 計      | 9,461,000 | 9,017 | 9,176,866 | 7,897 | 97.0 | 125,700  | 916.6 |         |

地域用水環境整備事業

| 地 区 名 | 全 体     |       | 平成29年度まで |       |      | 平成30年度予定 |       | 事 業 期   |
|-------|---------|-------|----------|-------|------|----------|-------|---------|
|       | 事 業 費   | 事 業 量 | 事 業 費    | 事 業 量 | 進捗率  | 事 業 費    | 事 業 量 |         |
|       | 千円      |       | 千円       |       | %    | 千円       |       |         |
| 中井筋2期 | 837,000 | 1 式   | 193,496  | 1 式   | 23.1 | 119,700  | 1 式   | H25~H35 |

経営体育成基盤整備事業

| 地 区 名 | 全 体     |       | 平成29年度まで |       |      | 平成30年度予定 |       | 事 業 期   |
|-------|---------|-------|----------|-------|------|----------|-------|---------|
|       | 事 業 費   | 事 業 量 | 事 業 費    | 事 業 量 | 進捗率  | 事 業 費    | 事 業 量 |         |
|       | 千円      |       | 千円       |       | %    | 千円       |       |         |
| 東 牧 内 | 670,200 | 1 式   | 589,518  | 1 式   | 88.0 | 45,000   | 1 式   | H24~H31 |
| 渡 下   | 316,280 | 1 式   | 186,000  | 1 式   | 58.8 | 100,000  | 1 式   | H26~H31 |
| 島 坂   | 230,000 | 1 式   | 113,134  | 1 式   | 49.2 | 65,000   | 1 式   | H27~H32 |
| 矢作中部  | 933,000 | 1 式   | 50,000   | 1 式   | 5.4  | 110,000  | 1 式   | H29~H35 |

改良区事業

平成29年度は、団体営事業、適正化事業、単県事業、受託事業計16地区の事業と井筋・小幹流の維持管理業務を行いました。

団体営事業



東本郷地区（岡崎市東本郷町）農水管φ400布設状況



新堀地区（岡崎市新堀町）農水管φ400布設状況

適正化事業



明治幹線地区（豊田市広美町）除塵機塗装状況



西井筋地区（安城市里町）空気弁φ150取替状況

単県事業



北野地区（岡崎市島坂町）農水管φ250布設状況



鷺蔵地区（安城市里町）用悪水路改良

受託事業



中井筋地区（安城市高棚町）農水管φ1200布設状況



長瀬地区（岡崎市北野町）農水管φ800布設状況



## 「水のかんきょう学習館」の活動

明治用水会館に隣接する「水のかんきょう学習館」は、大池公園敷地内に平成 23 年 5 月 1 日にオープンし、今年で 8 年目を迎えました。学習館では年間を通して様々な学習プログラムや体験プログラムを開催しています。平成 29 年度は、「水のかんきょう楽校」を 13 団体に、体験プログラムを 12 回実施し、明治用水の「水」「農」「食」「環境」の学習の機会を提供しました。

### 水のかんきょう楽校

管内の小学生を対象に、「明治用水」開削の歴史的経緯やパイプラインなどの農業用水施設、明治用水の水を生み出している水源かん養林のはたらきについて考え、楽しく学びました。

安城市立梨の里小学校 4 年生児童 74 名（平成 29 年 7 月 5 日実施）



#### 参加者の声の一部をご紹介します！

・「水を使う者は自ら水をつくれ」が有名なんだなとわかった。（梨の里小）

・用水や田畑がとても大事な事がよく分かった。明治用水はたくさんの人の力でできている事がすごい。（梨の里小）

・「明治用水はすごい」と改めてわかった。（今池小）

・いろいろな事を学ぶことができ、良かった。またここに来たいと思った。（今池小）

・これからも、みんなで明治用水の事を守っていきたくと思った。（八ッ田小）

・水のかんきょう楽校を続けてほしいと思った。（八ッ田小）

・もっともっと水を大切にしていきたい。（安城中小）

・地下に通されたパイプラインの太さにおどろいた。（安城中小）

安城市立今池小学校 4 年生児童 72 名（平成 29 年 10 月 31 日実施）



知立市立八ッ田小学校 4 年生児童 80 名（平成 29 年 11 月 15 日実施）



安城市立中部小学校 4 年生児童 100 名（平成 29 年 12 月 1 日実施）



### 体験プログラム

“水”“農”“食”“環境”をテーマに、明治用水の未来について考え、楽しく学びます。



春まつり（平成 29 年 5 月 27 日）

愛知県産のお米の食べ比べ！



たくさん金魚とれるかな？



竹みずてっぽうを作って遊んだよ



魚ハカセになろう！（平成 29 年 7 月 23 日）

魚捕りにはコツがあるんだよ



メダカとカダヤシの違いがわかるかな？



僕たちが取った魚の名前はなんだろう？



おはぎづくり（平成 29 年 9 月 23 日）

女性部も大活躍！



大豆からきな粉をつくる！



おいしくできただかな？



餅つき（平成 30 年 1 月 20 日）

ぺったんぺったん



丸餅つくろう



みんなで作ったお餅おいしいね



平成30年度の予定

5/27：ネイチャークラフト  
8/19：夏休みポスター教室  
11/10：クリーン大作戦  
2月中旬：子ども発表

6/2：水の駅 田植え  
9/23：おはぎづくり  
12/20：寄せ植え  
3/17：お花見だんごづくり

7/22：生き物ウォッチング  
10/20：水の駅 稲刈り  
1/19：水の駅 感謝祭

体験プログラムは、今年度も開催します。詳しくは、水のかんきょう学習館へお問い合わせください。

問い合わせ先

明治用水土地改良区 水のかんきょう学習館  
〒446-0065 安城市大東町 22-16 ☎ (0566) 76-6560 FAX 0566-76-6561

## 根羽造林地の『みち』完成！！

森林は、水源かん養機能など様々な公益的機能をもっています。

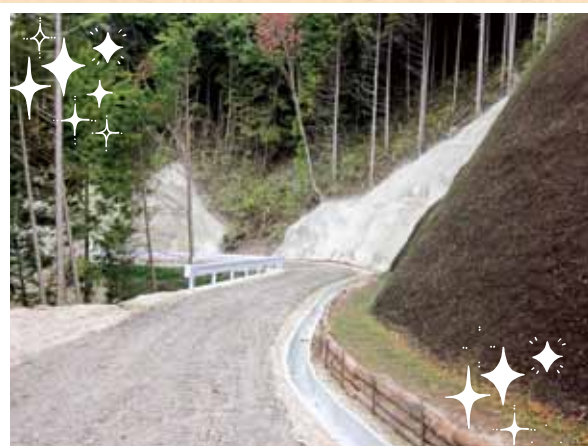
これらの機能の維持向上を図るためには、森林育成のための作業の合理化や、木材の搬出などが行える「みち（林道や作業道）」が必要不可欠であり、「みち」はとても重要な役割を果たします。

本改良区はその必要性を重視して、昭和 40 年より 3 期にわたり林道や作業道を整備してきました。このたび平成 29 年度をもちまして、3 期目の工事が完了し、全線開設する事ができました。（写真①）

しかしながら、近年多発するゲリラ豪雨等により、小規模なり面崩落（写真②）や開設済みの道に水が溢れ、路面が著しく浸食する（写真③）などにより通行に支障をきたしています。

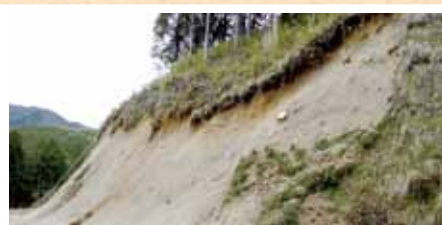
そこで今年度より約 10 年間の計画で、開設済みの林道や作業道の整備工事を実施する事となりました。路面の舗装工事やのり面の補強工事を予定しています。整備後の「みち」は、森林育成や木材搬出など作業のためだけでなく、子ども達の学習の場や、皆様の研修の場として活用してまいります。

「水を使うものは、自ら水をつくれ」という先人からの意志を未来の子ども達に受け継ぐために、水源かん養造林事業にご理解とご協力をお願いします。



写真① 完成した林道外山高橋線

ゲリラ豪雨により



写真② のり面崩落



写真③ 路面浸食

## 水源かん養林基金 お礼とお願い

明治用水は、矢作川上流の長野県根羽村などに 543ha の水源かん養林を所有しています。

この森林の水源かん養機能の充実させるために、平成 19 年度に「水源かん養林基金」を設立しました。これまでたくさんの方にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在も間伐などはもちろん、林道整備などの作業をしていますが、まだまだ未整備の場所も多く、少しずつ進めています。さらに、常に清流を保つ「森林」を維持していかなければいけないのです。

水は将来にわたり使う者がつくり、育成確保する必要があります。明治用水は流域に生活する皆様と共に水を守るため努力していきたいと思っています。どうぞ、この趣旨にご理解いただき、引き続き皆様のご協力、ご支援をお願いいたします。

申込につきましては、下記の通りです。ご協力をお願いいたします。（※協力金は 1 口 5,000 円です）

【申 込 方 法】 住所・氏名・年齢・職業・電話番号・申込口数をご記入の上、FAXまたはE-mailで下記申込先にお申込みください。電話での受付も行っております。お気軽にご連絡ください。

【申込・問合せ先】 明治用水土地改良区 総務課 TEL：0566-76-6241 FAX:0566-75-7944  
HP:<http://www.midorinet-meiji.jp/> E-mail:[meiji@midorinet-meiji.jp](mailto:meiji@midorinet-meiji.jp)

## ため池探訪

## 天草池跡地を訪ねて

碧海台地と呼ばれたこの地域は、古くから水の便が悪く雨が少ないため、水争いが頻発していた。それゆえ村人の生活は貧しく困難だった。台地上の村では、明治用水が開削されるまで、ため池や井戸を使い、できる範囲で農業を行っていた。

安城市安城町、秋葉団地入口の信号交差点を西に 100 m ほど進んだ道路脇に、真新しいコンクリートで舗装された窪地がある。ここにはかつて背の低い石碑が、ひっそりと建っていた。すこし傾いたその姿には哀愁が感じられた。現在その石碑は移転され、安城市立安祥中学校の敷地内にある。

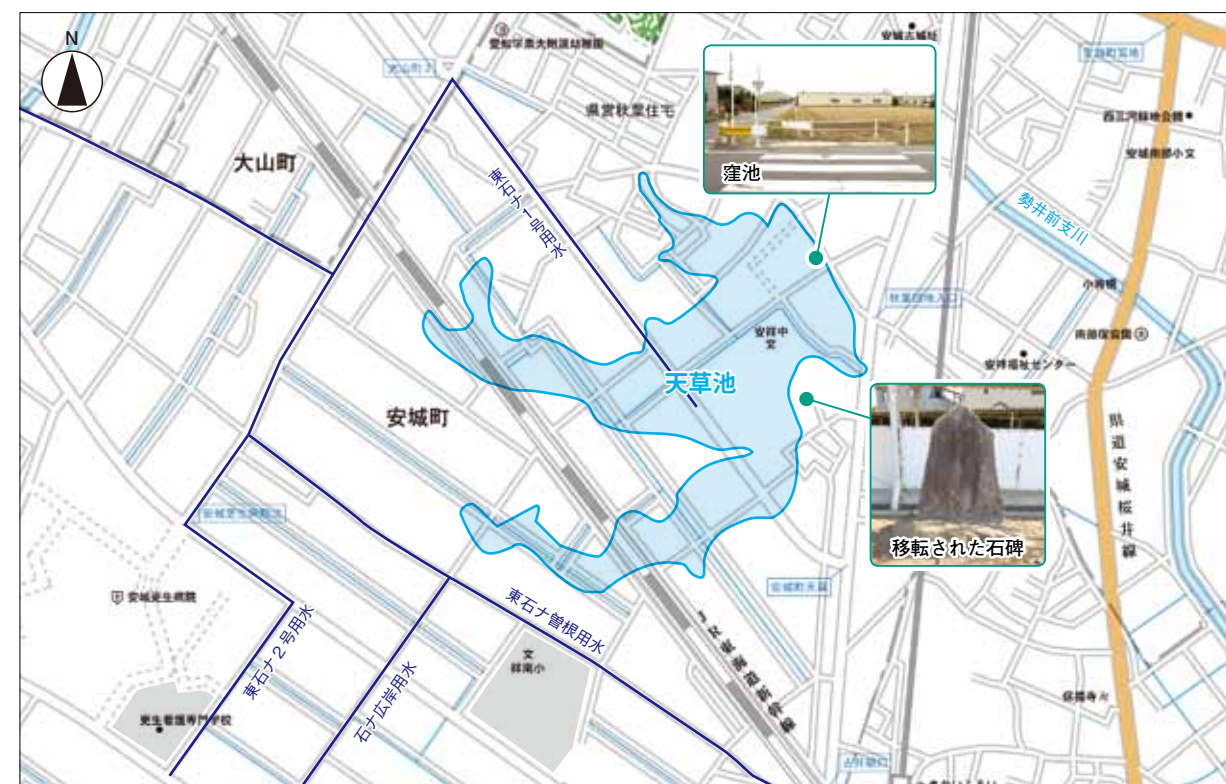
石碑には次の句が彫られている。「池の水永狂うて鴨の安け路し」。俳人・仙風舎柳月が選んだ安城八景の一つ、天草池を詠んだ「天草池禽」の句だ。ここにかつて「天草池」があった証である。碑に刻まれた句からは満々と水をたたえる天草池に住む魚、そしてそれを捕る鳥たちで賑わう様子が浮かんでくるようだ。池の面積は約 10 町歩（9 畝）、安祥中学校 3 校分の広さである。ここに溜めた水を安城村の南に広がる水田に使っていたようだ。池の名は、江戸初期の天草の乱があったとき、この地を開墾したことから名付けられたとも言われる。

明治用水は、1879（明治 12）年 1 月に工事が開始され、翌年 3 月までに本流が掘られ、続いて中井筋と東井筋が完成した。1881（明治 14）年、西井筋ができ幹線水路の長さは 52km となり、この時代を代表する用水として「明治用水」と命名された。

天草池も、明治用水が開削されると、すぐに出資者やこの機会に土地を買いたい人たちに対し、ため池敷地が払い下げられた。明治用水開削の出資者である田中勘七郎、本田寛三郎の両名のほか、この機会に池床を買った約 30 名の地主たちが小作人を集めて直ちに開墾した。

かつて安城町の農民を支えた天草池は姿を消し、今では明治用水がその役目を担っている。そして道路脇にあった句碑もまた、小学校という新たな土地に居を移した。時代の流れとともに風景は変化するが、人々が池と共に生きた事実が消えることはない。

明治用水が完成したとき、通水に立ち会った農民たちは涙を流して感謝したという。私たちは、明治用水というかけがえのない一本の道の上に生きている。この道を開いた先人たちの功績と恩恵に思いを馳せてみた。



（参考資料）安城市史、安城西尾の歴史

## ❖❖ 冬期の水使用

### ①届出について

明治用水地区の**冬期の水使用は**、（注意：地域によっては、冬期の水使用ができない地域もあります。）本土地改良区へ**必ず届出をしてください**。届出をしていただいた方には工事・漏水などの際、直接断水のご連絡を差し上げておりますが、届出のない方にはご連絡ができません。用水課に届出用紙がございますので、お問い合わせください。

また、漏水事故などによる緊急的な断水も発生します。施設作物・園芸など日常的に水を使用される方は、**必ず補助水源（井戸水など）を確保してください**。

なお、**冬期の断水による作物被害は補償いたしかねます**ので、あらかじめご了承ください。

### ②冬期代掻きについて（明治用水地区）

水稻の乾田直播栽培が増えておりますが、冬期の水使用には限りがあり、一斉に取水しますと水位低下を起こし、管理に支障となるばかりか施設等の破損の原因となりますので、**冬期の代掻きをする場合は**、事前に用水課まで電話連絡をお願いします。

ご連絡をいただけないまま取水されますと、漏水などの事故を懸念し取水を停止する場合がありますので、必ずご一報ください。また、水利施設の補修や改良工事は冬期に施工しなければならず、長期断水することがありますので、冬期代掻きを予定している地区は、**事前（11月末まで）にご連絡をお願いします**。

### ❖❖ 初期通水時の注意事項

転作などにより給水を行わない場合は、管内部に沈殿土砂または、シジミなどの貝類が詰まり、水が出なくなる事例が報告されています。初期通水時は、この予防に一度給水栓を大きく開けこれらを排除する操作を行ってください。なお、この操作を行っても水の出が悪い場合は地元総代に連絡し排泥弁での操作を依頼してください。

問い合わせ先 ☎(0566)76-4923 担当 / 用水課

## ❖❖ 断水のお知らせ

明治用水では夏期に通水し、冬期に水路施設の維持補修や改良工事を行っております。このため、パイプライン地区ではやむなく断水することになります。本年度は**中井筋をはじめ西井筋、花ノ木用水、長篠用水、柳原用水、北柳原用水、柳原1号用水、米中用水、原泉用水、小高一番用水**などで断水を予定しております。詳細については、関係総代及び冬期取水届出者の方にご連絡いたします。冬期の使用をしている方にはご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

またパイプラインの漏水事故が年間を通じて多数発生しております。この際も修繕工事完了まで**断水**することになりますが、何卒ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。漏水事故は突然発生しますので、施設園芸（ハウス）など日常的に水を必要とされる方は、**必ず補給水源を確保**していただきます様重ねてお願い申し上げます。

### ❖❖ 水路境界の確認について

本土地改良区の管理する井筋、小幹流に隣接している土地の売買または造成、建物などを建築しようとする方は、あらかじめ本土地改良区及び関係者の立ち会いの上、境界を確認してから実施してください。



問い合わせ先 ☎(0566)76-4921 担当 / 工務課

## 個人情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第5項第3号の規程に基づき、下記のとおり共同利用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、当該共同利用を行ってほしくない場合は、本土地改良区までご連絡くださいましようお願い致します。

記

### （１）国、都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合等との共同利用

- ① 共同利用する個人データの項目  
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
- ② 共同利用する者の範囲  
農林水産省、愛知県、関係する土地改良事業団体連合会、本土地改良区の受益地に関係する各市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び土地改良区連合
- ③ 共同利用する者の利用目的  
本土地改良区の関係する国営事業、県営事業、その他の地域農業振興のため
- ④ 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

### （２）農地中間管理機構との共同利用

- ① 共同利用する個人データの項目  
組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、賃借地及び賦課・徴収に関する事項
- ② 共同利用する者の範囲  
愛知県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）
- ③ 共同利用する者の利用目的  
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため
- ④ 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長